

# 一般財団法人ユニオン奨学財団 奨学金規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ユニオン奨学財団（以下「この財団」という）の定款第4条の規定に基づき奨学金の給付等を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 大学とは、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に定める大学をいう。なお短期大学、大学校、高等専門学校の専攻科・別科、大学院は含まないものとする。
- (2) 奨学金とは、奨学生に給付する学資金をいう。
- (3) 奨学生とは、この財団の奨学金の給付を受けて学ぶ学生をいう。

### (資格)

第3条 この財団の奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 分野問わず、社会に役立つ夢を持った学生であること
- (2) 学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
- (3) 関東地方に所在する大学に在籍する者

### (奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金の給付期間は、大学等に入学したときから、その者の在学する大学等の正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、特別の事情が認められる者にあつてはこの限りでない。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額3万円とする。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

### (奨学生の申請手続き)

第5条 奨学金受給を志願する者は、以下の書類を財団に提出して申込を行うものと

する。

- (1) 書類送付書
- (2) 願書
- (3) 作文
- (4) 誓約書
- (5) 在学校の在学証明書
- (6) 成績を証明する書類
- (7) 住民票
- (8) 課税（所得）証明書（住民票記載の全員分）

（奨学生の採用）

第6条 奨学生の採用は、この財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を応募者に対し通知するものとする。
- 3 奨学生は、奨学生願書に記載した内容に重要な変更が生じた場合には直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- 4 奨学生は、所定の期日までに以下の書類をこの財団に提出するものとする。期日を過ぎても書類が提出されない場合、この財団は採用を取り消すことができる。
  - (1) 振込口座届
  - (2) 誓約書

（奨学金の交付）

第7条 奨学金は、月額を3か月ごとに交付するものとする。ただし、採用初年度についてはこの限りではない。

- 2 奨学金は、直接本人に振込して交付するものとする。

（学業成績及びレポートの報告）

第8条 奨学生は、毎年、成績証明書、在学証明書及び財団所定のレポートを理事長に提出しなければならない。

（異動届出）

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 長期欠席（3カ月以上の欠席をいう）、休学、復学、転学または退学したとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し、または長期欠席したときは、その事由の発生した月の翌月から奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業または操行などの状況により、指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第11条 理事長は、前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、その願い出のあった月の翌月から奨学金の交付を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 在学校の学籍を失ったとき
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還請求)

第14条 理事長は、奨学生が第10条及び12条に該当した場合には、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- 2 既に奨学金の給付を満了した奨学生について、第10条及び12条の事実が発覚した場合についても、理事長は奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

(反社会的勢力の排除)

第15条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人と本人の保護者及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

#### 第4章 補 則

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。